

高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年3月

秋田県上小阿仁村

はじめに

我が国の高齢者人口は、令和7年に3,677万人となり、令和24年には3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推測されております。

総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和7年には、高齢化率が33.3%で3人に1人が高齢者となり、令和24年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和47年には38.4%に達し、国民の2.6人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されております。

当村においても、65歳以上の高齢者の占める割合は、平成27年の国勢調査で48.68%を占め、令和7年には51.05%になることが見込まれ、全国平均をはるかに越える早さで高齢化社会を迎えています。

このような社会情勢の中で、高齢者が要支援、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進による地域共生社会の実現のほか、高齢者の自立支援や要介護度の重度化予防、介護保険制度の持続可能性の確保が重要な課題となっています。

計画策定にあたり、広く村民の意見を反映させるため、計画策定委員会を設置しご審議を願い、令和3年度から令和5年度までの「上小阿仁村高齢者保健福祉計画兼第8期介護保険事業計画」を策定しました。

計画達成のため施策の展開に積極的に取り組み、関係団体との密接な連携を図りながら、「健康で住みよい心豊かな村づくり」を目指し、高齢者の健康福祉と保健福祉行政を推進してまいります。

令和3年3月

上小阿仁村長 小林悦次

目 次

1.	計画策定にあたって	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の概要	3
2.	上小阿仁村の高齢者を取り巻く状況	4
2-1	高齢者の現状	4
2-2	推計人口	5
2-3	要介護（支援）認定者数の推計	6
3.	重点課題及び高齢者福祉計画の基本目標	7
3-1	重点課題	7
3-2	基本目標	8
4.	日常生活圏域の設定	10
5.	利用状況の推移と推計	11
6.	介護保険サービスの提供	12
6-1	施設サービス・居住系サービスの実績見込み	12
6-2	居宅サービスの実績見込み	15
7.	介護保険事業費の見込み	22
7-1	介護保険給付費	22
7-2	介護保険料の算定	23
8.	介護保険事業の円滑な運用	28
8-1	低所得者対策	28
8-2	事業者への助言	29
9.	介護サービスの質の向上	30
10.	特例居宅介護サービス	31
10-1	在宅家族介護サービスの概要図	31
10-2	在宅家族介護サービスについて	32
10-3	給付費の計算例	33
10-4	給付費の実績	34

1 1.	地域包括ケアシステムの推進	35
1 1-1	地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実	35
1 1-2	医療と介護・福祉も連携強化（在宅医療・介護連携の推進）	35
1 1-3	認知症施策の推進	36
1 1-4	生活支援体制整備の推進	36
1 2.	健康づくり事業	37
1 2-1	健康増進事業	37
1 2-2	健診事業	37
1 2-3	健康づくり活動	37
1 3.	介護予防事業	38
1 4.	包括的支援事業	40
1 5.	任意事業	42
1 6.	その他の福祉サービス	43
1 7.	高齢者の元気・やる気を伸ばす活動の推進	45
1 7-1	生涯学習・生きがい活動	45
1 7-2	社会参加の促進	45
1 8.	高齢者を包み支える環境づくりの推進	46
1 8-1	高齢者の活動に配慮したまちの形成	46
1 8-2	地域の見守り活動の推進	46
1 9.	第8期介護保険事業計画策定委員会	47
1 9-1	計画策定委員会委員	47
1 9-2	策定委員の選任方法	47
1 9-3	委員会の開催状況	47

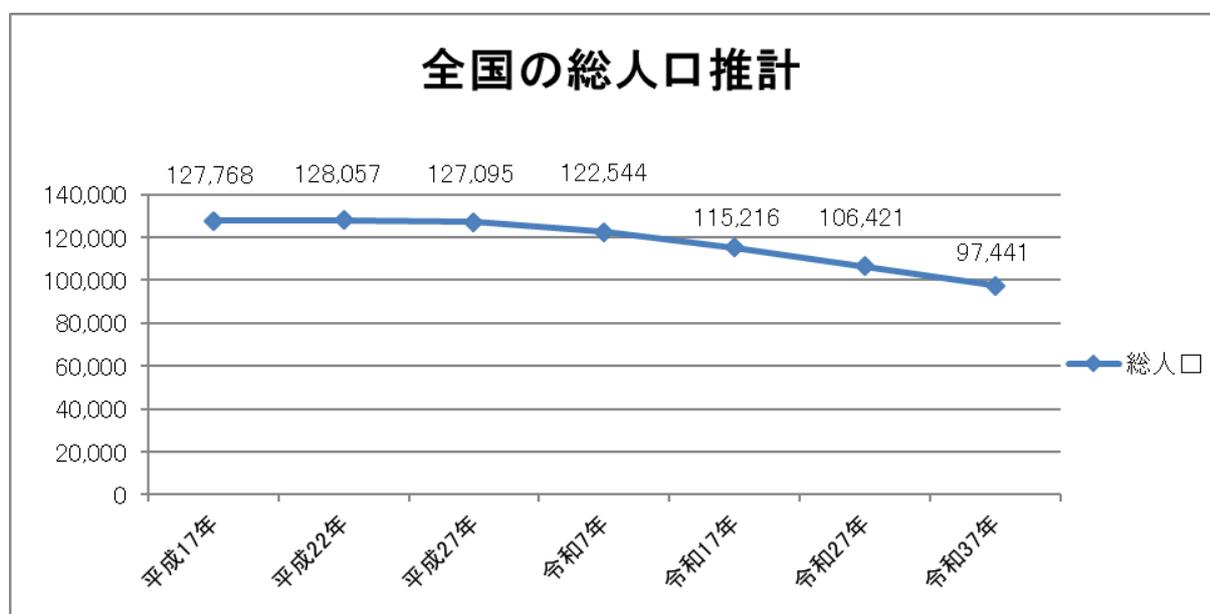
1. 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

わが国が世界で有数の長寿国の一つといわれるようになってからも、高齢化の進行は従来の予測を大きく上回って進んでいます。「高齢化・少子化」は、わが国にとって最重要の課題として広く認識され、様々な取り組みが図られてきました。

令和7年（2025年）には、世代単位で最も人口が多い「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれることから、介護サービスの需要が更に増加、多様化することが想定されます。

平成27年の国勢調査の結果では、全国の高齢化率は26.6%に達していますが、地方の高齢化率は既に高水準にあり、なかでも秋田県の高齢化率は33.8%で、全国で最も高齢化率の高い県となっており、「国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）」によると令和27年の秋田県の推計高齢化率は50.1%まで上昇すると推計されています。



資料：2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」
2020以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）

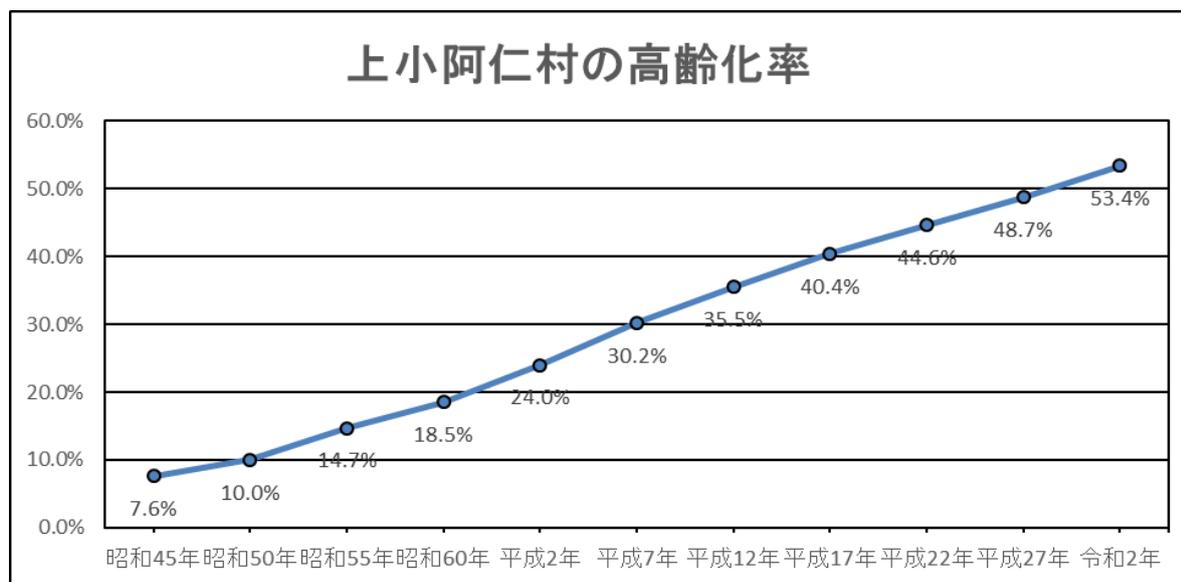
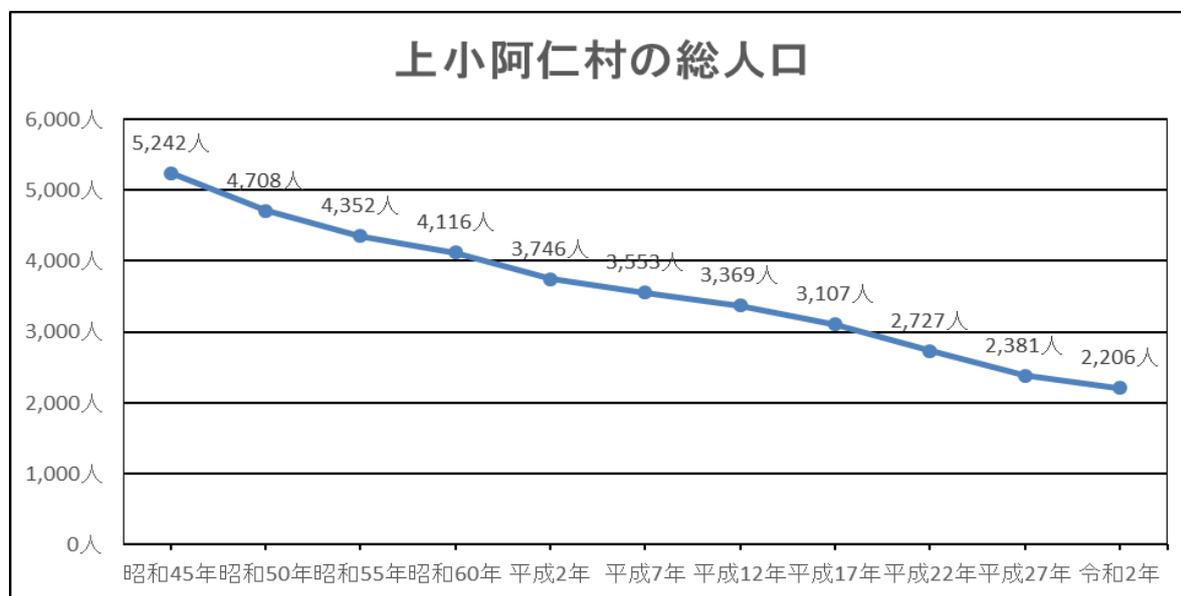
村においては、更に高く介護保険制度がスタートした平成12年には35.5%だった高齢化率が、令和2年9月末現在で53.4%となっており、今後も上昇することが見込まれています。また、75歳以上の後期高齢者の割合も33.2%と今後も上昇することが予想され県内トップとなっております。

平成26年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実することとし、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実や、これまでの予防給付のうち訪問介護、通所介護について市町村が取り組む地域支援事業に移行し、そのほか多様な主体による多様なサービス提供を図ることが求められています。

また、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保する事に配慮し、介護サービスを必要とする方に対する適切なサービスが提供されるよう求められています。

このような社会情勢の中、令和 2 年 6 月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、成立しました。この改正は地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等により、地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

この度、本村のこれまでの取組を引継ぎつつ、地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの充実を図るため、「上小阿仁村高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定し推進します。



資料：2000 年～2015 年まで：総務省「国勢調査」

2020 以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）

2. 上小阿仁村の高齢者を取り巻く状況

2-1 高齢者の現状

上小阿仁村の人口は長期的に減少傾向が続いています。昭和の時代は4,000人台でしたが、令和になってからは、更に減少しております。

65歳以上の高齢者数はこれまで増加傾向にありましたが、ピークを過ぎ、近年では緩やかに減少しております。

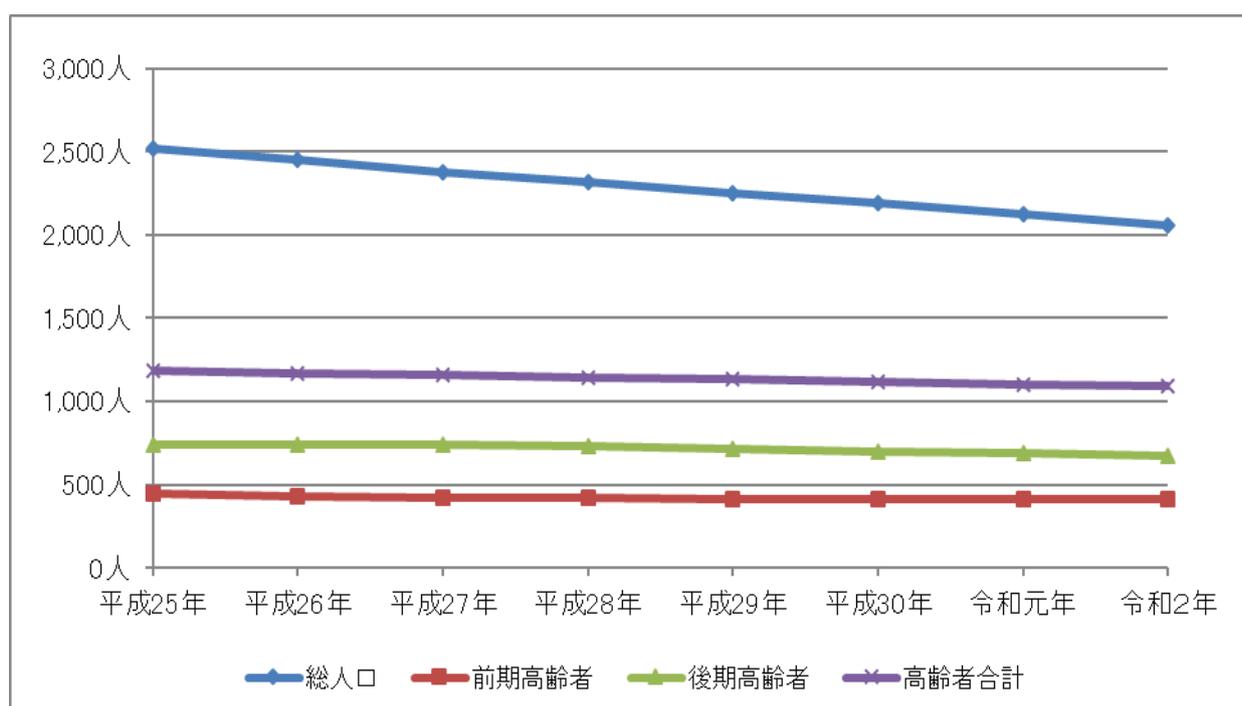
また、平成29年には住民基本台帳上で高齢化が50%を超え、全国の市町村のなかでも上位に位置づけられております。

年号 (西暦)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
総人口	2,519人	2,450人	2,381人	2,317人	2,253人
前期高齢者	446人	432人	418人	417人	416人
後期高齢者	736人	738人	741人	728人	715人
高齢者合計	1,182人	1,170人	1,159人	1,145人	1,131人
高齢化率	46.9%	47.8%	48.7%	49.4%	50.2%

年号 (西暦)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	2,188人	2,124人	2,060人
前期高齢者	416人	415人	414人
後期高齢者	701人	688人	675人
高齢者合計	1,117人	1,103人	1,089人
高齢化率	51.1%	51.9%	52.9%

資料：2000年～2015年まで
総務省「国勢調査」
2020以降は
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」
(平成30(2018)年推計)

※前期高齢者とは65歳～74歳の方
※後期高齢者とは75歳以上の方



2-2 人口推計

上小阿仁村の総人口は減少し続けており、令和7年には1,774人と令和3年の89%と推計されます。

また、高齢化率は、令和3年の53.2%から令和7年の54.7%と、さらに上昇していくものと予想されます。

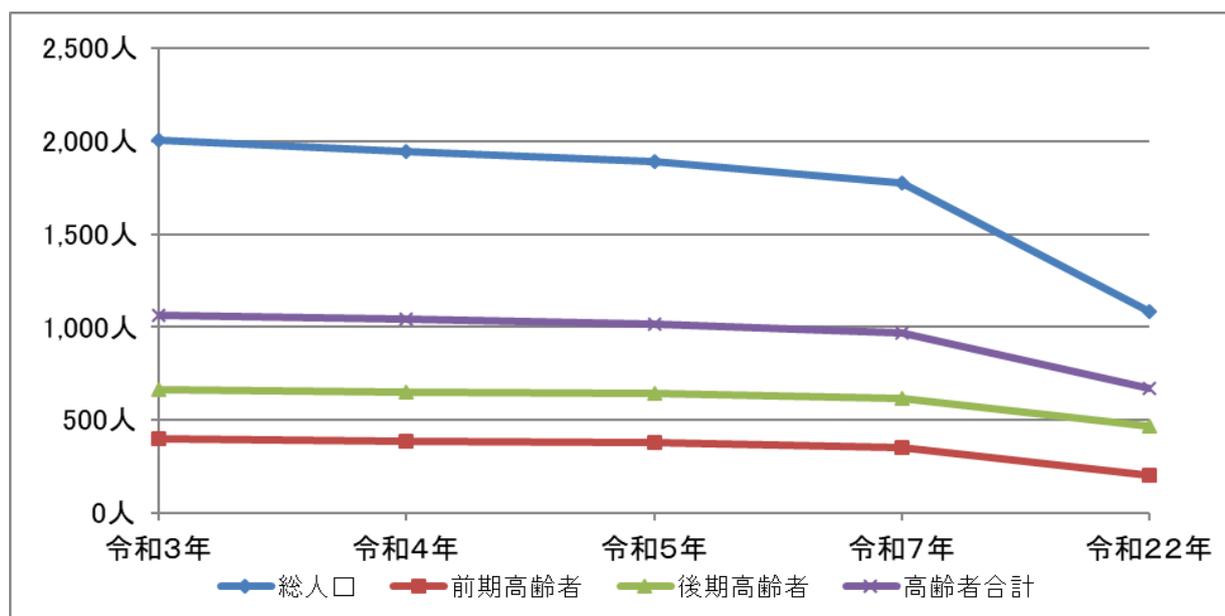
高齢者の内訳をみると、前期高齢者、後期高齢者共に人数は減少していくものの、後期高齢者が占める割合は令和3年の33.2%に対し、令和7年には34.9%まで上昇するものと推計されます。

【計画年度における人口推計】

年 号 (西 曆)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)	令和22年度 (2040年)
総人口	2,003人	1,946人	1,888人	1,774人	1,084人
0歳～64歳	937人	904人	870人	803人	414人
前期高齢者人口	402人	389人	377人	352人	200人
後期高齢者人口	664人	653人	641人	619人	470人
65歳以上	1,066人	1,042人	1,018人	971人	670人
後期高齢者構成比	33.2%	33.6%	34.0%	34.9%	43.3%
高齢化率	53.2%	53.5%	53.9%	54.7%	61.8%

※計画年度における人口国立社会保障・人口問題研究所による推計

※前期高齢者とは65歳～74歳の方
※後期高齢者とは75歳以上の方

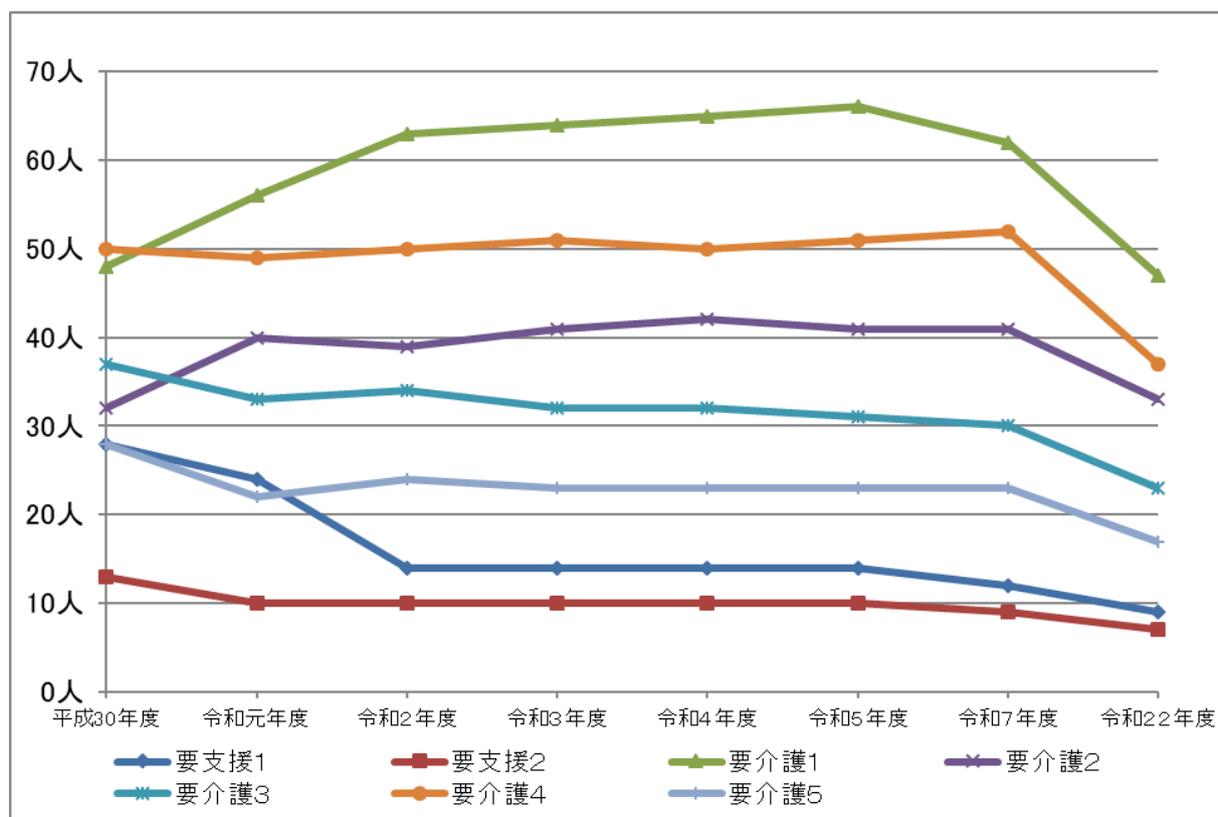


2-3 要介護（支援）認定者数の推計

上小阿仁村の人口は減少を続けるものの、要介護（支援）認定者数は、要介護1は増加、以外については横ばいになるものと推計されます。

【要介護（支援）認定者数の現状と推計】

年 号	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年	
要 介 護 （ 支 援 ） 度	要支援1	28人	24人	14人	14人	14人	14人	9人	
	要支援2	13人	10人	10人	10人	10人	10人	7人	
	要介護1	48人	56人	63人	64人	65人	66人	47人	
	要介護2	32人	40人	39人	41人	42人	41人	33人	
	要介護3	37人	33人	34人	32人	32人	31人	23人	
	要介護4	50人	49人	52人	51人	50人	51人	52人	37人
	要介護5	28人	22人	24人	23人	23人	23人	23人	17人
計	236人	234人	234人	235人	236人	236人	226人	173人	



3. 重点課題及び高齢者福祉計画の基本目標

3-1 重点課題

(1) 高齢者を取り巻く課題は村の共通課題

高齢者を取り巻く課題は、高齢化の進行に伴い複雑化しています。

高齢者だけではなく、これから高齢者になる世代、若年層にも身近な課題として理解と認識を深めてもらわなければ、地域で支え合い、地域に高齢者の力を活かす活動は実現できません。

高齢化を上小阿仁村の重点課題の一つに位置づけ取り組みます。本村では、元気な高齢者が、支援や見守りが必要な高齢者を支えるボランティア活動や地域での取り組みが活発であり、このような取り組みの支援・強化を行うことで、高齢者が高齢者を支える上小阿仁村の支え合いの形をつくっていきます。

(2) 介護予防の強化・継続

介護が必要になることを予防すること、介護が必要な状態を進行させないことも介護予防です。「自分でできることは自分で行う」または「少し手伝ってもらいながら自分でできることは行う」という意識が大切です。高齢者の多くが「栄養・食事のこと」や「身体の運動機能のこと」を介護予防で必要なことと考えています。このような意欲や関心を実践につなげられるように、介護予防施策を強化し、支援体制を継続していくことが重要な課題です。

あわせて、高齢者だけではなく、村民がそれぞれの年齢や生活習慣を自分で見つめ直し、自分の将来の健康、家族の健康の面からも「介護予防」を啓発していくことが重要です。

(3) 地域共生社会の実現

高齢者の取り巻く課題の複雑化に伴い、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な生活課題について、包括的に対応する支援体制への転換が求められています。

「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、各種保健福祉サービスが協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が必要です。そのためには、介護保険をはじめとするケアシステムが重層的であるとともに、地域の温もり・やさしさを感じられる仕組み（地域包括ケアシステム）が不可欠と考えます。

3-2 基本目標

本計画の基本理念を次のとおり設定します。

「いつでも、どこでも、だれでも、必要なサービスを受けられ、
あんどしてとしょれる村づくり」

高齢者が、健康で生き生きと安心して生活することができるよう、身近なところで気軽に日常の各種保健福祉サービスを受けられるシステムを整備し、健やかに老いて「長生きして良かった」と実感できる社会の構築を目指します。

(1) 介護保険事業の運用と介護サービスの推進

介護保険制度の改正に対応し、予防重視型の介護サービス、地域の実情にあわせた地域密着型サービスを推進します。高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、制度の適切な運用をめざします。

- ①介護保険給付サービス
 - ・要介護（支援）認定者数の推移と今後の見込み
 - ・施設・居住系サービスの実績と今後の見込み
 - ・居宅サービスの実績と今後の見込み
 - ・介護保険事業費の見込み、介護保険料の設定

- ②介護保険事業の円滑な運用
 - ・低所得者対策
 - ・事業者への助言・相談、人材の育成支援
 - ・介護サービスの質の向上（施設での生活環境の向上等）
 - ・情報提供・相談（制度改正に関すること、利用者・家族等）
 - ・給付管理・認定（介護給付適正化、徴収、認定調査等）

(2) 介護予防と健康づくりの推進

介護保険制度に地域支援事業が創設され、地域を基本に包括的な介護予防をめざして壮年期からの健康づくりと連携して、元気な高齢者への介護予防、特定高齢者への介護予防など年齢や状況に適した介護予防事業に取り組みます。

- ①地域包括ケアシステムの推進
 - ・地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
 - ・医療と介護・福祉の連携強化（在宅医療・介護連携の推進）
 - ・認知症支援施策の推進
 - ・生活支援体制整備の推進

- ②介護予防事業と地域支援事業の推進
 - ・地域ケア体制（相談・包括の機能、虐待防止）
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - ・生活を支える福祉サービス（外出支援・緊急通報等）

- ③壮年期の健康管理と
早期からの介護予防
の推進
- ・ 64歳以下の健康推進事業
 - ・ 健診事業
 - ・ 食生活改善推進事業

(3) 高齢者を支える環境づくり

一人ひとりの自分らしさを持ち、意欲的に暮らせるための環境づくりや高齢者の元気を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する地域づくりを推進します。

- ①生涯学習・生きがい対策（スポーツ・レクリエーション）

- ②多様な交流活動・地域活動

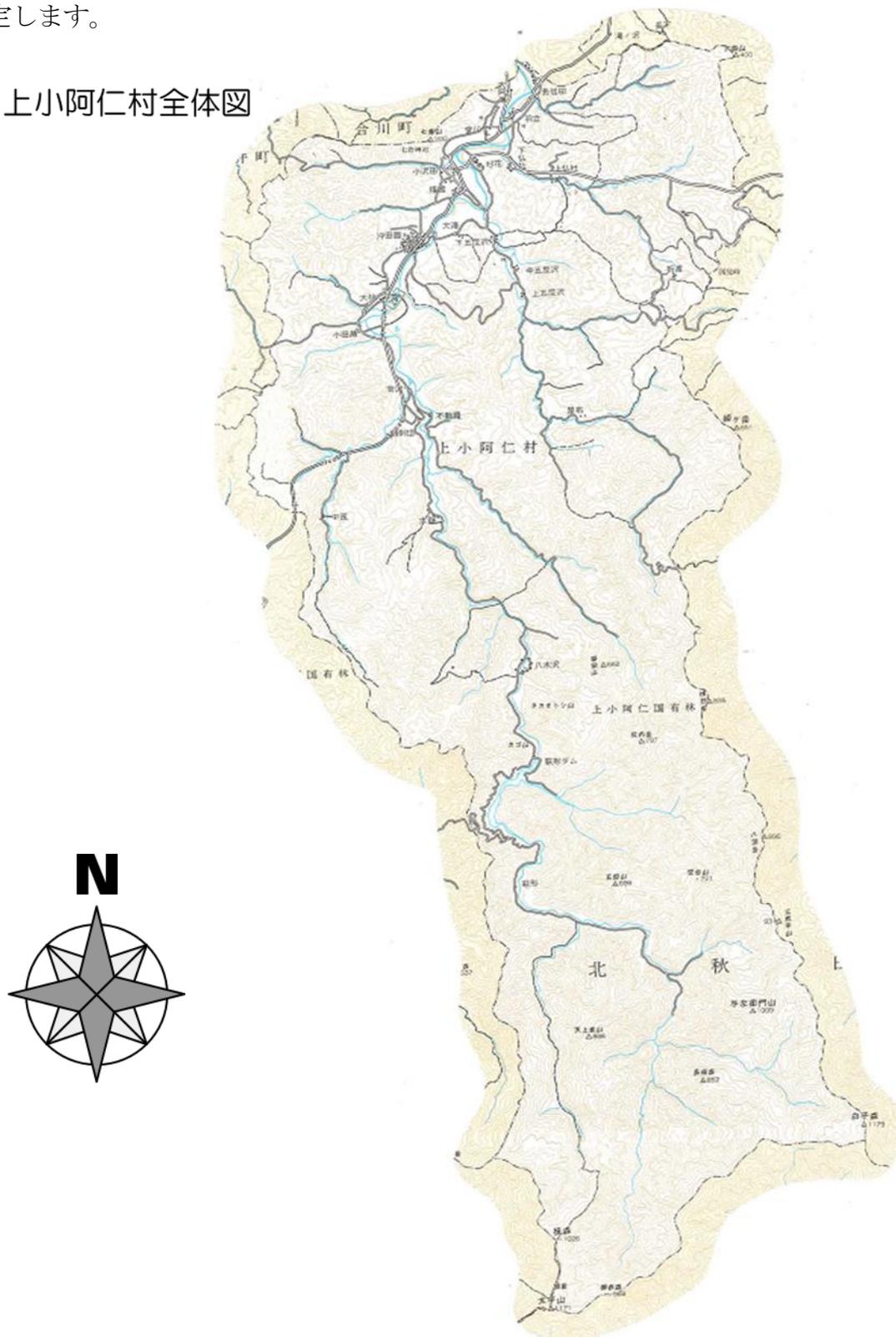
- ③高齢者を包む環境づくりの推進
- ・ 高齢者の活動に配慮したまちの形成
 - ・ 地域の見守り活動の推進（安全対策・ボランティア活動等）
 - ・ 推進体制の確保（庁内・連携）



4. 日常生活圏域の設定

介護予防と地域に密着した介護保険サービスは、住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であり、介護サービス基盤の整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。この考え方の背景には地域の認知症高齢者対策が起因していますが、上小阿仁村においては介護サービスの基盤整備という点から上小阿仁村全域を1圏域と設定します。

上小阿仁村全体図



5. 利用状況の推移と推計

(1) 利用者数の推移

施設サービス利用者が減少、居宅サービス利用者については増加となっています。

【施設サービス・居宅サービス受給状況】

年 度	施設サービス利用者	居宅サービス利用者	計
平成30年度	67人	154人	221人
令和元年度	63人	152人	215人
令和2年度	56人	188人	244人

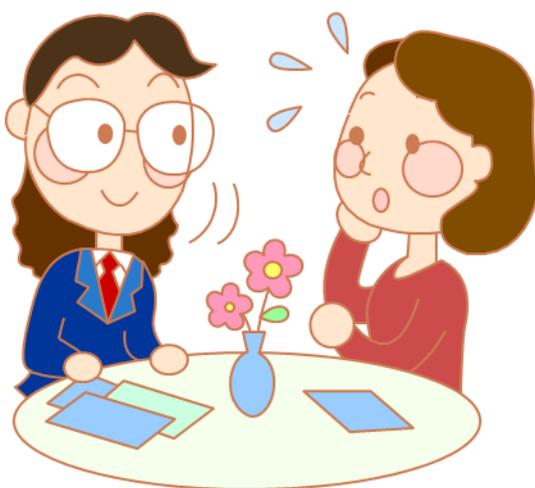
(2) 利用者数の見込み

サービス受給状況とあわせ、要介護認定者数の見込みと、サービス基盤整備等を鑑み計画期間のサービス利用者数を推計します。

施設サービス利用者、居宅サービス利用者及びグループホーム等居住系サービス利用者については、同程度で推移するものと見込みます。

【計画期間の介護保険サービス利用者数の推計】

	施設サービス	居住系サービス	小計 (A+B)	居住サービス	利用者合計
	A	B	C	D	(C+D)
令和3年度	61人	14人	75人	185人	260人
令和4年度	61人	14人	75人	183人	258人
令和5年度	61人	14人	75人	182人	257人
令和7年度	58人	13人	71人	181人	252人
令和22年度	46人	12人	58人	136人	194人



6. 介護保険サービスの提供

6-1 施設サービス・居住系サービスの実績見込み

(1) 介護老人福祉施設（特養）

村内には、特別養護老人ホーム「杉風荘」が設置されており、定員は86名です。

本人の自由選択でどこの施設にも入所できます。

なお、杉風荘については、平成29年4月1日から民営化しており、運営主体は上小阿仁村社会福祉協議会となっております。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	57人	160,051,000円
令和元年度	54人	152,566,000円
令和2年度（見込み）	46人	136,963,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	51人	152,569,000円
令和4年度	51人	152,653,000円
令和5年度	51人	152,653,000円
令和7年度	48人	143,379,000円
令和22年度	38人	112,846,000円

(2) 介護老人保健施設（老健）

本村には、整備されていないため、近隣市町村での利用です。

現在9名が入所しております。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	8人	23,864,000円
令和元年度	7人	20,034,000円
令和2年度（見込み）	9人	28,496,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	9人	27,961,000円
令和4年度	9人	27,977,000円
令和5年度	9人	27,977,000円
令和7年度	9人	27,977,000円
令和22年度	7人	21,777,000円

(3) 介護医療院

本村には整備されていないため、近隣市町村での利用です。

平成30年4月の介護保険法等の改正法施行により新たに法定化された施設で、同一施設内で医療と介護を一体的に提供します。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	1人	2,770,000円
令和元年度	1人	2,549,000円
令和2年度（見込み）	1人	4,286,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	1人	4,312,000円
令和4年度	1人	4,315,000円
令和5年度	1人	4,315,000円
令和7年度	1人	4,315,000円
令和22年度	1人	4,315,000円

(4) 介護療養型医療施設

本村には整備されていないため、近隣市町村での利用です。

現在入所者はありません。

なお、制度の改正により廃止が決定されていますが、老人保健施設等への転換が進んでいない等のことから、経過措置期間が令和5年（2023年）の年度末まで延長となっています。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	1人	4,610,000円
令和元年度	1人	2,963,000円
令和2年度（見込み）	0人	0円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	0人	0円
令和4年度	0人	0円
令和5年度	0人	0円
令和7年度	0人	0円
令和22年度	0人	0円

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

村内に1箇所設置されており、定員は9名です。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	10人	28,957,000円
令和元年度	9人	27,074,000円
令和2年度（見込み）	7人	20,853,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	9人	26,789,000円
令和4年度	9人	26,804,000円
令和5年度	9人	26,804,000円
令和7年度	9人	26,804,000円
令和22年度	9人	26,804,000円

(6) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）

村には整備されていないため、近隣市町村での利用です。

現在5名が入所しております。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	5人	10,650,000円
令和元年度	5人	9,157,000円
令和2年度（見込み）	5人	10,154,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	5人	8,173,000円
令和4年度	5人	8,178,000円
令和5年度	5人	8,178,000円
令和7年度	4人	6,133,000円
令和22年度	3人	4,089,000円

6-2 居宅サービスの実績見込み

第3期計画から、予防給付が盛り込まれました。
予防給付も含めた実績見込みとして策定しております。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅でホームヘルパー等から受けるサービスです。居宅の認定者にとっては大切なサービスの一つです。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	23人	20,265,000円
令和元年度	20人	17,830,000円
令和2年度（見込み）	30人	22,713,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	26人	20,109,000円
令和4年度	26人	20,120,000円
令和5年度	25人	19,410,000円
令和7年度	24人	18,822,000円
令和22年度	19人	15,618,000円

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅で入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し入浴の介助を行います。
居宅の重度認定者にとって大切なサービスです。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	11人	7,563,000円
令和元年度	8人	5,503,000円
令和2年度（見込み）	8人	5,112,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	7人	4,584,000円
令和4年度	7人	4,586,000円
令和5年度	7人	4,586,000円
令和7年度	7人	4,586,000円
令和22年度	6人	4,027,000円

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

居宅で看護師等が主治医と連絡をとりながら療養上の世話と診察の補助を行います。居宅での重度認定者にとって医療と関わりの深いサービスです。

平成23年度から村内に訪問看護サテライト事業者が1箇所設置されております。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	5人	2,017,000円
令和元年度	4人	2,095,000円
令和2年度(見込み)	4人	2,073,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	4人	2,014,000円
令和4年度	4人	2,015,000円
令和5年度	4人	2,015,000円
令和7年度	4人	2,015,000円
令和22年度	3人	1,465,000円

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅で、理学療法士、作業療法士のリハビリを行います。

第7期での実績はなく、計画期間も利用が見込まれません。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	0人	0円
令和元年度	0人	0円
令和2年度(見込み)	0人	0円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	0人	0円
令和4年度	0人	0円
令和5年度	0人	0円
令和7年度	0人	0円
令和22年度	0人	0円

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅で医師、薬剤師から療養上の管理と指導を受けます。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	3人	130,000円
令和元年度	2人	202,000円
令和2年度(見込み)	1人	62,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	1人	62,000円
令和4年度	1人	62,000円
令和5年度	1人	62,000円
令和7年度	1人	62,000円
令和22年度	1人	62,000円

(6) 通所介護(デイ・サービス)

施設に通い、入浴、食事の提供、それに伴う介護、その他日常生活上の世話と機能訓練等を行います。

村内では社会福祉協議会で行っています。居宅の主要サービスの一つとして多く利用されています。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	35人	30,875,000円
令和元年度	35人	29,512,000円
令和2年度(見込み)	39人	33,315,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	39人	31,550,000円
令和4年度	39人	32,553,000円
令和5年度	39人	32,553,000円
令和7年度	39人	33,539,000円
令和22年度	28人	23,753,000円

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
 老健・病院・診療所等の施設でリハビリを行います。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	3人	1,229,000円
令和元年度	3人	1,634,000円
令和2年度(見込み)	4人	5,049,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	4人	3,649,000円
令和4年度	4人	3,651,000円
令和5年度	4人	3,651,000円
令和7年度	4人	3,651,000円
令和22年度	3人	2,442,000円

(8) 認知症対応型通所介護

通所介護の施設(デイサービスセンターやグループホームなど)に通い入浴、食事の提供、それに伴う介護、その他日常生活上の世話と機能訓練等を行います。

村では整備されておりません。

【 実 績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	0人	0円
令和元年度	0人	0円
令和2年度(見込み)	0人	0円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	0人	0円
令和4年度	0人	0円
令和5年度	0人	0円
令和7年度	0人	0円
令和22年度	0人	0円

(9) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

施設に短期間宿泊しながら、介護や機能訓練を受けます。

村では、特別養護老人ホーム杉風荘に6床設置されているほか、ショートステイこあにが平成25年2月に開設されました。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	42人	87,744,000円
令和元年度	47人	102,090,000円
令和2年度(見込み)	54人	128,840,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	55人	129,688,000円
令和4年度	53人	124,864,000円
令和5年度	53人	125,405,000円
令和7年度	52人	122,514,000円
令和22年度	41人	96,961,000円

(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や療養型医療施設に短期間宿泊しながら介護や療養を受けます。

村では整備されておりません。

第7期での実績はほとんどなく、計画期間も利用がほとんど見込まれません。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	0人	0円
令和元年度	1人	1,119,000円
令和2年度(見込み)	0人	0円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	0人	0円
令和4年度	0人	0円
令和5年度	0人	0円
令和7年度	0人	0円
令和22年度	0人	0円

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で日常生活の自立や介護軽減を図るサービスです。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	46人	7,380,000円
令和元年度	46人	7,166,000円
令和2年度(見込み)	59人	9,547,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	58人	8,984,000円
令和4年度	58人	9,099,000円
令和5年度	58人	9,099,000円
令和7年度	58人	9,254,000円
令和22年度	41人	6,519,000円

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具を購入した場合に、被保険者の負担割合に応じて、購入費の7～9割相当分を償還払いで支給する制度です。支給限度基準額は、同一年度で10万円です。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	2人	173,000円
令和元年度	2人	224,000円
令和2年度(見込み)	2人	162,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	2人	162,000円
令和4年度	2人	162,000円
令和5年度	2人	162,000円
令和7年度	2人	162,000円
令和22年度	2人	162,000円

(13) 住宅改修

手すりの取付や段差の解消等により、居宅での生活が安全、安心したものになるよう住宅を改修した際、被保険者の負担割合に応じて、改修費の7～9割相当分を償還払いで支給する制度です。支給限度基準額は、同一住宅・同一対象者で20万円です。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	2人	479,000円
令和元年度	1人	228,000円
令和2年度（見込み）	1人	228,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	1人	228,000円
令和4年度	1人	228,000円
令和5年度	1人	228,000円
令和7年度	1人	228,000円
令和22年度	1人	228,000円

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員が介護や予防が必要な人に介護サービス計画・介護予防サービス計画を作成したり、サービス提供機関などの手配を行います。

【 実績 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
平成30年度	110人	20,855,000円
令和元年度	114人	20,789,000円
令和2年度（見込み）	128人	24,213,000円

【 計画期間の見込み 】

年 度	1月当たりの利用者数	給付費
令和3年度	125人	23,424,000円
令和4年度	124人	23,247,000円
令和5年度	122人	22,827,000円
令和7年度	121人	22,707,000円
令和22年度	90人	16,923,000円

7. 介護保険給付費の見込み

7-1 介護保険給付費

第7期計画期間の介護給付費は、以下のとおりです。

【 介護保険給付費の実績 】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
施設サービス	191,295,000円	180,157,000円	169,745,000円
在宅サービス	178,825,000円	188,591,000円	230,924,000円
居住系サービス	40,801,000円	37,228,000円	31,007,000円
合計	410,921,000円	405,976,000円	431,676,000円

本計画期間の介護保険給付費は、第7期計画期間中の実績を基に介護報酬等の制度改正内容を考慮して推計します。

【 介護保険給付費の推計 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付費 A	445,509,000円	441,767,000円	441,178,000円	427,401,000円	339,244,000円

特定入所者 介護サービス費等	37,114,466円	37,114,466円	36,798,598円	36,324,796円	27,006,696円
高額介護 サービス費	9,390,209円	9,390,209円	9,310,292円	9,190,417円	6,832,875円
高額医療合算 介護サービス費	817,375円	817,375円	810,418円	799,984円	594,771円
審査支払 手数料	393,469円	393,469円	390,176円	385,103円	286,313円
計 B	47,715,519円	47,715,519円	47,309,484円	46,700,300円	34,720,655円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額 (A + B) C	493,224,519円	489,482,519円	488,487,484円	474,101,300円	373,964,655円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費 D	25,506,370円	25,250,460円	24,994,550円	23,327,366円	17,064,948円
介護予防・ 日常生活支援総合事業	14,150,370円	13,894,460円	13,638,550円	13,076,205円	9,548,716円
包括的支援事業・ 任意事業	11,356,000円	11,356,000円	11,356,000円	10,251,161円	7,516,232円

合計 (C + D)	518,730,889円	514,732,979円	513,482,034円	497,428,666円	391,029,603円
------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

7-2 介護保険料の算定

3年間の介護保険給付費を見込み、令和3年度から5年度までの3年間の第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。所得段階は第6期から9段階となり、第5段階が基準額に相当します。

また、第1号及び第2号被保険者の負担割合の変更、地域支援事業の負担割合などを踏まえて推計します。

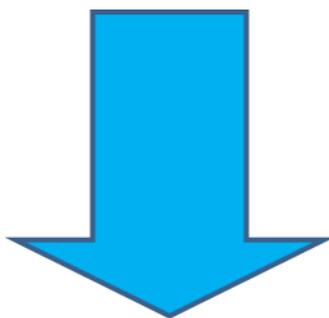
【 介護保険料の算定 】

		3年間の合計		
標準給付見込額		1,471,194,522円		
地域支援事業費		75,751,380円		
合計		1,546,945,902円		
第1号被保険者負担分相当額		355,797,557円		
調整交付金見込交付割合		3年間の平均12.05%		
後期高齢者加入割合補正係数		3年間の平均0.7440		
所得段階別加入割合補正係数		3年間の平均0.9319		
調整交付金見込額		182,363,000円		
(内調整交付上乗せ相当分)		75,643,895円		
財政安定化基金拠出金見込額		0円		
準備基金取崩額		47,430,000円		
保険料収納必要額		201,648,453円		
予定保険料収納率		98.00%		
3年間の段階別第1号被保険者数合計	所得段階	被保険者数	補正割合	補正後被保険者数
	第1段階	582人	0.50	291人
	第2段階	361人	0.75	271人
	第3段階	348人	0.75	261人
	第4段階	368人	0.90	331人
	第5段階	515人	1.00	515人
	第6段階	545人	1.20	654人
	第7段階	270人	1.30	351人
	第8段階	119人	1.50	179人
	第9段階	61人	1.70	104人
		3,169人		2,956人
保険料基準月額（第5段階）		5,800円		
保険料基準年額（第5段階）		69,600円		

【 所得段階別保険料月額 】

(第1期計画：平成12年度～14年度)

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者・老人福祉年金受給者で村民税非課税者	基準額×0.50	1,900円 (22,800円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税	基準額×0.75	2,850円 (34,200円)
第3段階	本人が村民税非課税者で世帯員が村民税課税世帯	基準額	3,800円 (45,600円)
第4段階	本人が村民税課税者で合計所得が200万円未満	基準額×1.25	4,750円 (57,000円)
第5段階	本人が村民税課税者で合計所得が200万円以上	基準額×1.50	5,700円 (68,400円)

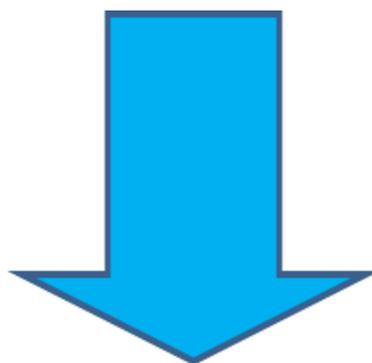


(第2期計画：平成15年度～17年度)

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者・老人福祉年金受給者で村民税非課税者	基準額×0.50	2,000円 (24,000円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税	基準額×0.75	3,000円 (36,000円)
第3段階	本人が村民税非課税者で世帯員が村民税課税世帯	基準額	4,000円 (48,000円)
第4段階	本人が村民税課税者で合計所得が200万円未満	基準額×1.25	5,000円 (60,000円)
第5段階	本人が村民税課税者で合計所得が200万円以上	基準額×1.50	6,000円 (72,000円)

保険料の段階は、平成 18 年度から低所得者に配慮した「6 段階」に変わりました。
 (第 3 期計画：平成 18 年度～20 年度)

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者・老人福祉年金受給者で村民税非課税者	基準額×0.50	1,900 円 (22,800 円)
第 2 段階	世帯全員が村民税非課税で本人の所得金額が 80 万円未満	基準額×0.50	1,900 円 (22,800 円)
第 3 段階	世帯全員が村民税非課税で第 1 段階、第 2 段階に該当しない	基準額×0.75	2,850 円 (34,200 円)
第 4 段階	本人が村民税非課税者で世帯員が村民税課税世帯	基準額	3,800 円 (45,600 円)
第 5 段階	本人が村民税課税者で合計所得が 200 万円未満	基準額×1.25	4,750 円 (57,000 円)
第 6 段階	本人が村民税課税者で合計所得が 200 万円以上	基準額×1.50	5,700 円 (68,400 円)



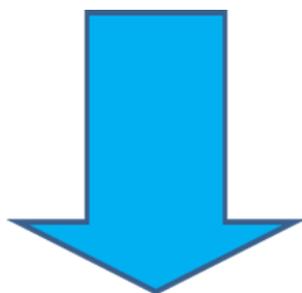
(第 4 期計画：平成 21 年度～23 年度) ※第 3 期計画と同様です

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者・老人福祉年金受給者で村民税非課税者	基準額×0.50	1,900 円 (22,800 円)
第 2 段階	世帯全員が村民税非課税で本人の所得金額が 80 万円未満	基準額×0.50	1,900 円 (22,800 円)
第 3 段階	世帯全員が村民税非課税で第 1 段階、第 2 段階に該当しない	基準額×0.75	2,850 円 (34,200 円)
第 4 段階	本人が村民税非課税者で世帯員が村民税課税世帯	基準額	3,800 円 (45,600 円)
第 5 段階	本人が村民税課税者で合計所得が 200 万円未満	基準額×1.25	4,750 円 (57,000 円)
第 6 段階	本人が村民税課税者で合計所得が 200 万円以上	基準額×1.50	5,700 円 (68,400 円)

基準額（第4段階）4,400円の6段階となっています。

（第5期計画：平成24年度～26年度）

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者・老人福祉年金受給者で 村民税非課税者	基準額×0.50	2,200円 (26,400円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で本人の所得金額が80万円未満	基準額×0.50	2,200円 (26,400円)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない	基準額×0.75	3,300円 (39,600円)
第4段階	本人が村民税非課税者で世帯員が村民税課税世帯	基準額	4,400円 (52,800円)
第5段階	本人が村民税課税者で合計所得が190万円未満	基準額×1.25	5,500円 (66,000円)
第6段階	本人が村民税課税者で合計所得が190万円以上	基準額×1.50	6,600円 (79,200円)



保険料の段階は、平成27年度から低所得者に配慮した「9段階」に変わりました。

基準額（第5段階）を5,500円の9段階となっています。

（第6期計画：平成27年度～29年度）

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が村民税非課税者で老人福祉年金受給者、世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.45	2,475円 (29,700円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	4,125円 (49,500円)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入120万円超	基準額×0.75	4,125円 (49,500円)
第4段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	4,950円 (59,400円)
第5段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円超	基準額	5,500円 (66,000円)
第6段階	本人が村民税課税者で合計所得が120万円未満	基準額×1.20	6,600円 (79,200円)
第7段階	本人が村民税課税者で合計所得が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	7,150円 (85,800円)
第8段階	本人が村民税課税者で合計所得が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	8,250円 (99,000円)
第9段階	本人が村民税課税者で合計所得が290万円以上	基準額×1.70	9,350円 (112,200円)

基準額（第5段階）を5,800円の9段階となっています。

（第7期計画：平成30年度～令和2年度）

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が村民税非課税者で老人福祉年金受給者、世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.45	2,610円 (31,320円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	4,350円 (52,200円)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入120万円超	基準額×0.75	4,350円 (52,200円)
第4段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	5,220円 (62,640円)
第5段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円超	基準額	5,800円 (69,600円)
第6段階	本人が村民税課税者で合計所得が120万円未満	基準額×1.20	6,960円 (83,520円)
第7段階	本人が村民税課税者で合計所得が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	7,540円 (90,480円)
第8段階	本人が村民税課税者で合計所得が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	8,700円 (104,400円)
第9段階	本人が村民税課税者で合計所得が290万円以上	基準額×1.70	9,860円 (118,320円)



第8期計画については、令和3年度から5年度までの3年間の介護給付費の見込みなどから、基準額（第5段階）を5,800円に設定し、計画しております。

（第8期計画：令和3年度～5年度）

所得段階	所得などの状況	負担割合算定式	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が村民税非課税者で老人福祉年金受給者、世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.30	1,740円 (20,880円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.50	2,900円 (34,800円)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入120万円超	基準額×0.70	4,060円 (48,720円)
第4段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	5,220円 (62,640円)
第5段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円超	基準額	5,800円 (69,600円)
第6段階	本人が村民税課税者で合計所得が120万円未満	基準額×1.20	6,960円 (83,520円)
第7段階	本人が村民税課税者で合計所得が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	7,540円 (90,480円)
第8段階	本人が村民税課税者で合計所得が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	8,700円 (104,400円)
第9段階	本人が村民税課税者で合計所得が290万円以上	基準額×1.70	9,860円 (118,320円)

8. 介護保険事業の円滑な運用

8-1 低所得者対策

(1) 介護保険料徴収の9段階設定

所得段階は第6期計画時から9段階となり、収入等の基準が細分化したことにより、より低所得者に配慮した設定となっています。基準は第5段階となっております。

(2) 特定入所者介護サービス費の支給

低所得の要介護者（利用者負担段階が1～3の方）が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、国が定める基準費用額と負担限度額の差額を給付します。

利用者は負担限度額を事業者を支払う、現物給付の扱いで行います。

(3) 村民税課税層の食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する高齢者夫婦世帯の一方が施設に入所し、残された配偶者の在宅での生計が困難になるような場合には、第3段階とみなして負担限度額を適用する特例措置を講じます。

(4) 社会福祉法人等減免制度

社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の各サービスを利用する場合、一定の要件を満たせば利用者負担を減免します。

(5) 高額介護（予防）サービス費

要介護者等が1ヶ月に支払った利用者負担が、一定の上限額を超えたときは、要介護者等には高額介護（予防）サービス費として、越えた分が申請により払い戻されます。

(6) 高額医療合算介護サービス費

高額医療・介護合算制度は平成20年4月から施行されています。この制度は、毎年8月から翌年7月までの1年間で、医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となり、7月31日（基準日）時点での世帯・所得により適用されます。

なお、医療保険と介護保険のいずれかの負担額がない場合や計算の結果、世帯の総支給額が500円以下の場合には支給の対象となりません。

限度額（合算算定基準額）は所得区分に応じて設定されています。

(7) 年金生活者等支援福祉給付金

令和3年度より65歳以上で世帯全員の村県民税が非課税となっている国の「年金生活者支援給付金」の該当者へ、年額12,000円を支給します。

8-2 事業者への助言

平成 18 年度から地域密着型サービスの指定・管理指導は保険者である上小阿仁村が行うこととなっております。同様に平成 12 年からは居宅介護支援事業所、平成 28 年からは介護予防・日常生活支援総合事業者についても村に指定・管理指導の権限があります。

また、地域包括支援センターが中心となってケアマネージャーからの相談や事業者への情報提供等を行うことから、保険者としての役割は重大です。

地域包括支援センターと連携しながら事業者との連携を図り、情報交換できる体制づくりを進めます。

9. 介護サービスの質の向上

(1) 要介護認定

要介護（支援）認定は保険者である上小阿仁村がその責任と権限に基づき、一定の基準により確認する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。

認定審査会は北秋田市へ委託しておりますが、短期間で適正な判定ができるように、今後もこれまでの認定調査・審査の体制を確保し、適正な認定業務を推進します。

(2) 介護サービスの質の向上

要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域で生活を継続することができるよう、医療、生活支援などの分野との連携を図り、居宅サービスの質の向上を図ります。

また、村に設置されている、特別養護老人ホーム「杉風荘」については、平成29年度4月1日より上小阿仁村社会福祉協議会へ民営化しておりますが、施設利用者が安心して生活できるよう、今後も連携を図りながら生活環境の向上に取り組みます。

(3) 情報提供・相談

利用者からの苦情対応、利用者・事業者・ケアマネージャーからの相談、情報提供に努めます。

(4) 事業者の管理・指導

地域密着型サービスの導入により、保険者として上小阿仁村が事業者に対する管理、指導の役割を担います。

(5) 介護給付費適正化・給付管理・徴収

介護給付費適正化は、年々増加する給付費の抑制に効果があるだけでなく、事業者及びケアマネージャーの資質向上や利用者へのサービスの過大提供、過小提供の是正による利用者の経済的負担軽減や介護者の負担軽減へもつながるものであります。

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、介護給付の縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知などの実施により、よりよいサービスが提供できるよう、取組を進めます。

また、介護費用の適正化に向けて給付管理と徴収事務に努めます。

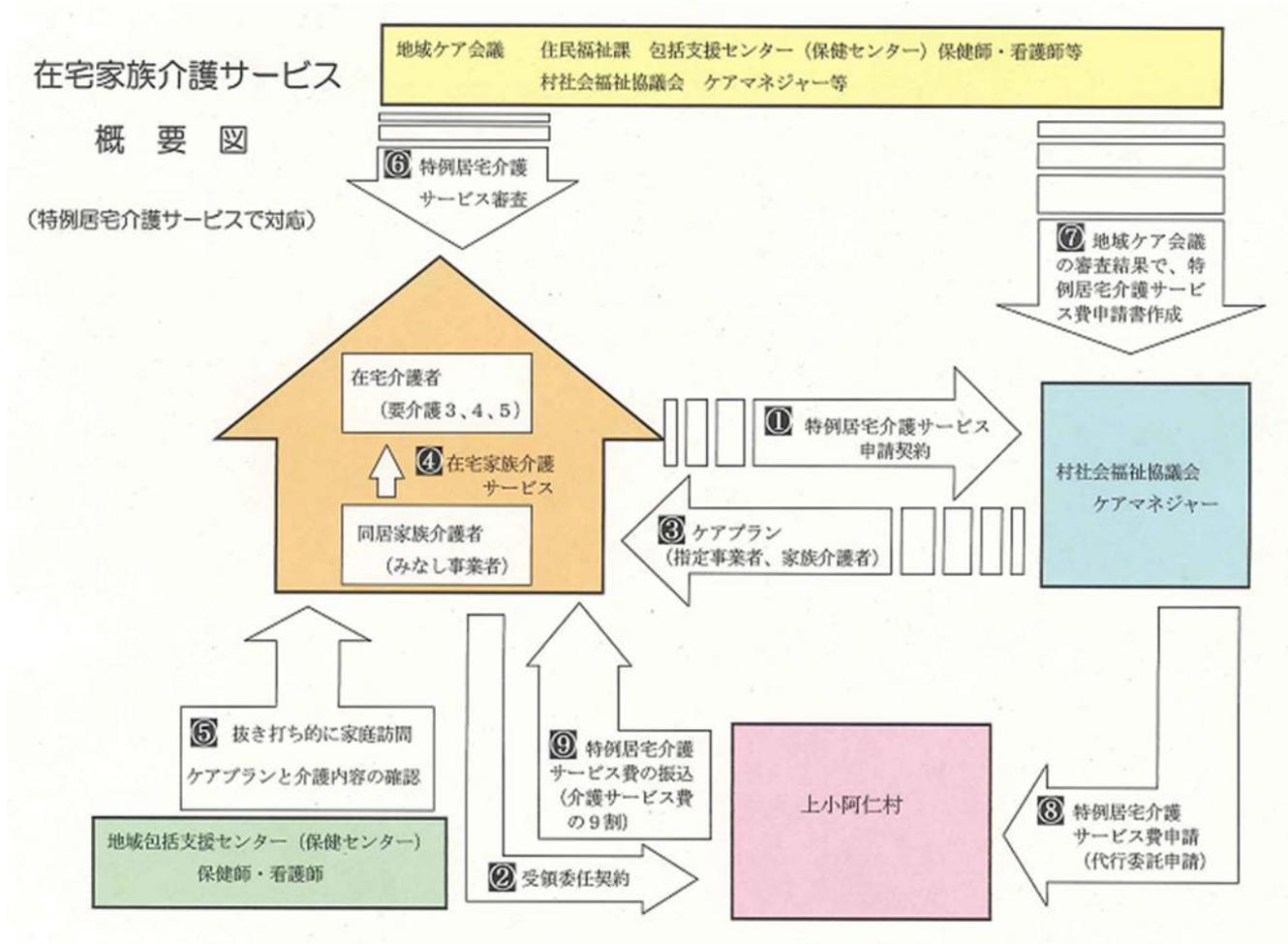
10. 特例居宅介護サービス

平成20年4月1日から在宅で家族が介護をしている世帯を対象として、介護サービス費を給付しています。

これは、介護保険制度の特例居宅介護サービスを適用して実施しているものです。

上小阿仁村では、家族介護支援金とあわせて、在宅で介護をしている方々の支援に力を入れております。

10-1 在宅家族介護サービス概要図



10-2 在宅家族介護サービスについて

上小阿仁村において、要介護度3、4、5の家族を就業しないで、在宅家族介護サービスをしている世帯を対象に、介護保険法第42条を適用して家族を事業者とみなして特例居宅介護サービス費を支給するものです。

支給額については、次のとおりとなっております。

上限額	}	要介護5・・・120,000円
		要介護4・・・100,000円
		要介護3・・・90,000円

在宅家族介護そのものが、基準外の事業者のサービスであり、資格のない家族がサービスを行っていることが特例居宅介護サービスと理解しております。

これは、施設に入りたくても空気がなくて入所できない人や家族への思い等で、家族が介護を余儀なくされている家族と、就業しながら事業者のサービスを受けている人との経済的、社会的、精神的な格差をいくらかでも是正し、法のもと平等を確保するものです。

限度額の設定については、基準外の事業者のサービス行為であることと、過重な家族の負担の歯止めとするとともに、通常の在宅家族介護であれば、要介護度4だと限度額が30万円にもなる給付費を基準外の事業者であることから、上限額を12万円とすることで、将来の少子高齢化による保険料の増加を抑え、現行の介護保険制度を将来的に継続していくためのものです。

在宅家族介護サービスについては、ケアマネージャーの作成するケアプランに基づいて、家族が介護サービスを行います。

介護サービスの確認は、地域包括支援センターの保健師、看護師等が各世帯を巡回してこれにあたります。(月3回の抜き打ち訪問)

特例居宅介護サービス費の申請は、指定事業者である村の社会福祉協議会がその事務を行い、家族は在宅家族介護サービス費の5%を事務委託料として支払います。

結果的に家族には他事業者のサービスを受けている人もおり、まちまちですが、12万円を上限にして収入となり、自己負担額10%と事務委託料5%を合わせた15%を差し引いた85%が手元に残ることとなります。

これまで、指定事業者のサービスを受けられなかった要介護者を無報酬、24時間体制で介護してきた家族にいくらかの特例居宅介護サービス費が振り込まれることとなります。このことは、在宅家族介護者及び要介護者、双方にとっても良好なものとなることが期待されます。

在宅家族介護を主体にして家族で対応できない部分については、指定事業者による介護サービスで補完することが要介護者にとっても最良な状況と考えられます。

当村のように財政力の乏しい少子高齢化の自治体にとって、介護保険事業が長続きをしてもらうために、事業費の節減と介護者及び被介護者の喜ばれる介護保険事業の実践が求められているところであると認識しております。

10-3 給付費の計算例

(例1) 要介護度5で、家族介護サービスだけを受けている場合

①介護サービス費	120,000円	要介護度5の上限額：120,000円
指定事業者のサービス費	0円	
家族介護サービス費	120,000円	
②自己負担額	18,000円	
介護の自己負担額	12,000円	介護サービス費の10%
事務委託料	6,000円	家族介護サービス費の5%
③差引収入額（家族分）	102,000円	

指定事業者のサービスを利用していないので、家族に対する支給額は、120,000円となりますが、自己負担額と事務委託料を支払うので、

$120,000円 - (12,000円 + 6,000円) = 102,000円$ が、在宅家族介護サービスの報酬として、手元に残ることとなります。

(例2) 要介護度5で、指定事業者と家族介護サービスの両方を受けている場合

①介護サービス費	120,000円	要介護度5の上限額：120,000円
指定事業者のサービス費	40,000円	指定事業者のサービスを40,000円利用
家族介護サービス費	80,000円	
②自己負担額	16,000円	
介護の自己負担額	12,000円	介護サービス費の10%
事務委託料	4,000円	家族介護サービス費の5%
③差引収入額（家族分）	64,000円	

家族に対する支給額は、80,000円ですが、自己負担額と事務委託料を支払うので、
 $80,000円 - (12,000円 + 4,000円) = 64,000円$ が、在宅家族介護サービスの報酬として、手元に残ることとなります。

(例3) 要介護度5で、指定事業者のサービスが12万円を超えた場合

①介護サービス費	200,000円	要介護度5の上限額：120,000円
指定事業者のサービス費	200,000円	指定事業者のサービスを200,000円利用
家族介護サービス費	0円	
②自己負担額	20,000円	
介護の自己負担額	20,000円	介護サービス費の10%
事務委託料	0円	家族介護サービス費の5%
③差引収入額（家族分）	0円	

指定事業者のサービス利用が120,000円を超えたので、家族に対する支給はなくなります。特例居宅介護サービス以外の支給となります。(家族介護支援金の対象)

10-4 給付費の実績

平成20年4月から開始された特例居宅介護サービス費は、以下のとおりです。

【 特例居宅介護サービスの実績 】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間サービス費	6,377,211円	5,192,766円	4,252,248円
年間平均人数	11人	7人	6人
1人当たり支給額	579,746円	741,824円	708,708円
年間サービス計画費	388,700円	328,900円	343,850円
合計	6,765,911円	5,521,666円	4,596,098円

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間サービス費	2,762,406円	2,819,574円	2,964,708円
年間平均人数	4.1人	3.5人	3.8人
1人当たり支給額	676,508円	805,539円	790,589円
年間サービス計画費	269,100円	358,800円	358,800円
合計	3,031,506円	3,178,374円	3,323,508円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年間サービス費	3,548,650円	2,274,732円	975,960円
年間平均人数	4人	3.4人	2.5人
1人当たり支給額	925,735円	665,775円	390,384円
年間サービス計画費	360,200円	184,560円	0円
合計	3,908,850円	2,459,292円	975,960円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間サービス費	1,033,065円	945,189円	208,251円
年間平均人数	2.4人	2.0人	0.3人
1人当たり支給額	427,475円	472,595円	624,753円
年間サービス計画費	0円	0円	0円
合計	1,033,065円	945,189円	208,251円

	令和2年度（見込）
年間サービス費	201,690円
年間平均人数	0.3人
1人当たり支給額	672,300円
年間サービス計画費	0円
合計	201,690円

1 1. 地域包括ケアシステムの推進

平成 26 年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう介護、医療、生活支援、介護予防を充実することとし、地域包括ケアシステムの構築と推進を図ることとされています。

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしく生活をしていくために、介護保険サービスのほか、多様な主体による多様な生活支援サービスなどや、高齢者を地域で見守ることができる「地域づくり」が必要となります。地域包括支援センターや、地域、サービス事業者などと連携を強化し、高齢者の暮らしを支え合える地域づくりに取り組みます。

また、今後も増加してくると見込まれる認知症高齢者についても、これまで同様、地域で生活ができるよう支援を行います。

1 1-1 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの推進において、中核機関となる地域包括支援センターとの連携を強化し、職員体制の充実や研修への参加など職員の資質の確保・向上を図ります。

また、困難ケース等の検討、担当者・関係機関との連絡・調整を図る地域ケア会議を定期的開催するなど、高齢者を支援するためのネットワークの強化・深化を図ります。令和元年度からは、地域ケア会議への集落会会長や民生児童委員、生活支援コーディネーターの出席により、より地域に沿った支援の充実を目指します。

1 1-2 医療と介護・福祉の連携強化（在宅医療・介護連携の推進）

高齢者の中でも、とりわけ、75 歳以上の後期高齢者は、要介護状態になるリスクが高い、認知症になりやすい、病気になりやすいなどといった特徴を有しています。

住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けるためには、介護サービスだけでなく、日常の療養支援や入退院の支援、看取りなどといった在宅医療も重要となります。継続的かつ包括的な、切れ目のない医療・介護の提供するため、医師会や関係団体との情報交換や研修など、緊密に連携しながら、医療と介護を一体的に提供することができる体制の構築に向け取り組みを推進します。

また、地域の在宅医療を担う上小阿仁村国保診療所において、訪問診療等が実施されており、今後も既存の医療提供の継続に向けた支援を行う等、在宅医療・介護の基盤づくりを推進します。

11-3 認知症支援施策の推進

さらなる高齢化が予想され認知症高齢者の増加も見込まれますが、認知症になっても本人の意思が尊重され自分らしく、住み慣れた地域で暮らし続けられるためには、認知症に関する正しい知識の普及と理解が必要です。あわせて、早期の発見、診断、医療や介護サービスの提供など、認知症高齢者本人やその家族への支援が包括的・継続的に提供されるシステムを推進します。

(1) 認知症サポーター養成講座

上小阿仁村中学校生徒をはじめとした、幅広い世代を対象に、認知症に関する講話を行います。

(2) 認知症初期集中支援チーム

認知症を疑われる方で、認知症の診断を受けていない方または治療を中断している等へチーム員が訪問を行い、専門機関等と連携しながら支援を実施します。専門医を交えたチーム員会議を年6回開催し、より適切な支援の実施を図ります。

(3) こあにカフェ（認知症カフェ）

認知症患者本人や介護者が気軽に安心して立ち寄ることのできる「集いの場」を開催します。自殺予防事業と同時に実施しています。

(4) 認知症高齢者等見守りネットワーク事業（メール配信）

行方不明のおそれのある認知症高齢者等の方に本人情報を事前に登録していただき、地域の協力機関や住民と連携して、いのちと生活を守り支援していきます。

11-4 生活支援体制整備の推進

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や、認知症高齢者の増加が予想されるなか、高齢者が求めるニーズは多様化・複雑化の傾向にあります。日常生活の見守りやゴミ出し、配食サービスや買い物支援など様々なニーズや困りごとに対し、きめ細やかな支え合いの取り組みが求められており、介護サービス事業者での対応は困難です。

平成29年度より上小阿仁村社会福祉協議会へ委託、配置している生活支援コーディネーターは、地域の高齢者の多様なニーズに対応するため、住民やボランティア、NPO、民間企業などの各種団体・組織といった多様な主体による多様なサービスが提供されるよう、地域の中で情報収集や資源の発掘を行います。また、協議体の設置により、サービスの創出や資源開発の企画・立案を図ります。

12. 健康づくり事業

村民の健康づくりを支援するための施策・活動を展開します。また、村内外の関係機関との連携を図り、健康増進事業を推進します。

12-1 健康増進事業

(1) 健康手帳の交付

検診受診時や集落での健康相談時活用されています。

全村民が自らの健康管理と、適切な医療を受けることができるように努めます。また、介護予防手帳としての活用もあわせて、利用しやすくなるように工夫します。

(2) 健康教育

健康増進法に基づき、身近で参加しやすい集落公民館を会場に、生活習慣病や歯周疾患、ロコモティブシンドローム等について講話や実習を行います。健康や介護予防に関する正しい知識の普及を図り、自らの健康管理に役立てることを目的に実施しています。

また、住民の健康意識の向上や健康寿命延伸のため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進めていきます。

(3) 健康相談

庁舎や保健センターでの健康相談の他に、集落ごとに保健補導員を委嘱し、各集落公民館において健康相談を開催します。健康診断の結果説明や、相談と併せて、運動指導、レクリエーション、食生活改善推進員の協力による調理実習等、看護師・保健師以外の職種との連携も図りながら実施しています。必要に応じて、介護予防事業や生活習慣改善事業への参加を呼びかけます。

(4) 訪問指導

検診の結果、要指導、要精密検査に対する訪問指導を実施します。

12-2 健診事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導

平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を開始し、保健師による生活習慣改善の指導体制づくりを行っています。令和2年度からは、後期高齢者の運動能力や栄養状態などを把握し、フレイルの早期発見、重症化予防を推進するため「後期高齢者の質問票」を導入しています。受診方法を理解し、受けやすくするために村民への周知に努め、受診率の向上を図ります。

(2) その他の検診

各種検診（肝炎ウイルス、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん、歯周病、骨粗鬆症）を継続して実施し、受診を促すとともに、今後も各集落の婦人会の協力を得ながら地域連携を図り、各種検診の重要性を啓発します。

平成30年よりがん検診受診料と精密検査受診料に対する助成事業を実施しています。対象者の負担軽減を図りながら、受診しやすい体制を構築しています。

13. 介護予防事業

13-1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 通所型サービスA ミニデイサービス「ほっぷ すてっぷ」

介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型サービス。

平成29年1月より上小阿仁村社会福祉協議会へ委託しています。

要支援1・2または、基本チェックリストにおいて支援が必要とされた事業対象者に、体力や認知能力の維持・向上のため、体操、脳トレ等を実施します。希望者へは、送迎や入浴も行います。

【 実績 】

年度	人数	委託料
平成30年度	10人	3,209,110円
令和元年度	6人	1,832,050円
令和2年度(見込み)	4人	1,296,120円

【 計画期間の見込み 】

年度	人数	委託料
令和3年度	4人	1,296,120円
令和4年度	4人	1,296,120円
令和5年度	4人	1,296,120円
令和7年度	3人	972,090円
令和22年度	3人	972,090円

13-2 一般介護予防事業の開催

(1) 各種介護予防事業の開催

村内施設を活用し、定期的に介護予防事業を実施します。

運動機能の向上や、認知症予防、閉じこもり予防等必要に応じたテーマ設定のもと、日常生活の自立と介護予防の観点から、体操やレクリエーション等を行います。

平成29年度からは、認知機能にリスクのある方・不安のある方、自動車運転免許更新のある方を対象に、健康運動指導士が身体面・認知面について機能強化を行う「脳いきいき講座」を実施しています。講座では、高齢者の免許更新時に行われる講習予備検査や脳トレ、デュアルタスクに挑戦します。その他4種類の介護予防教室等を実施しており、対象者は心身の状態の応じて選択し、参加が可能です。

(2) 介護予防に関する相談・指導事業

健康増進事業で実施する集落巡回健康教室の場を活用し、介護予防に関する知識の啓発、相談を行います。

(3) 介護予防講演会の開催

一般住民を対象に、介護予防の正しい知識の普及と啓発を目的に開催します。

(4) 介護予防手帳の配布

一人ひとりの介護予防に係る取り組みを記録することで、介護予防に関する認識を高め、自ら実践に活用できるよう支援します。手帳は健康手帳と兼用とし、総合的に支援を行います。

(5) 地域活動組織の育成

身近な地域で介護予防活動が展開できるように、ボランティアや運動指導などの担い手を育成するため、地域のボランティア等の活動支援、研修会等の開催を地域介護予防活動支援事業として実施します。

また、平成29年度より、介護予防や閉じこもり予防を目的とした通いの場立ち上げ支援として、上小阿仁村集落サロン事業費補助金交付を実施しています。11集落での開設を目標に、地域内での支え合い体制の確立の場として、多くの住民が参加しやすいよう各集落とも工夫しながら実施します。

【 実 績 】

年 度	サロン開設数	集落名
平成29年度	3集落	上仏社・小沢田・小田瀬
平成30年度	4集落	堂川・下五反沢・大海・大林
令和元年度	3集落	長信田・大阿瀬、杉花
令和2年度（見込み）	0集落	

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、新規開設は無し。

14. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者のみならず、障害者も含め、地域の相談窓口（心配ごと相談、医療機関、民生児童委員等）との連携を図り、総合的に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

成年後見制度や地域権利擁護事業等の利用支援を行い、高齢者虐待、消費者被害等に関する相談等に随時対応します。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント

個々の高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントの長期的な実施、ケアマネージャーのスキルアップ、ケアマネジメントの公正、中立性の確保等を図るため、地域のケアマネージャーをバックアップするとともに、多職種連携・協働による長期継続ケアの支援を行います。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2の認定者および事業対象者が、身体的・精神的・社会的機能の維持・向上を図ることができるように適切な介護予防ケアマネジメントを行います。

平成23年から上小阿仁村社会福祉協議会居宅介護支援事業所に一部を委託して実施しております。

(4) 高齢者実態把握事業

緊急時の見守りの実施や、虚弱高齢者の把握のため、日々の訪問活動に加え、北秋田消防署・上小阿仁村社会福祉協議会との火災予防訪問や、民生児童委員定例会への出席を行います。高齢者の抱える問題の早期発見・対応に努めます。

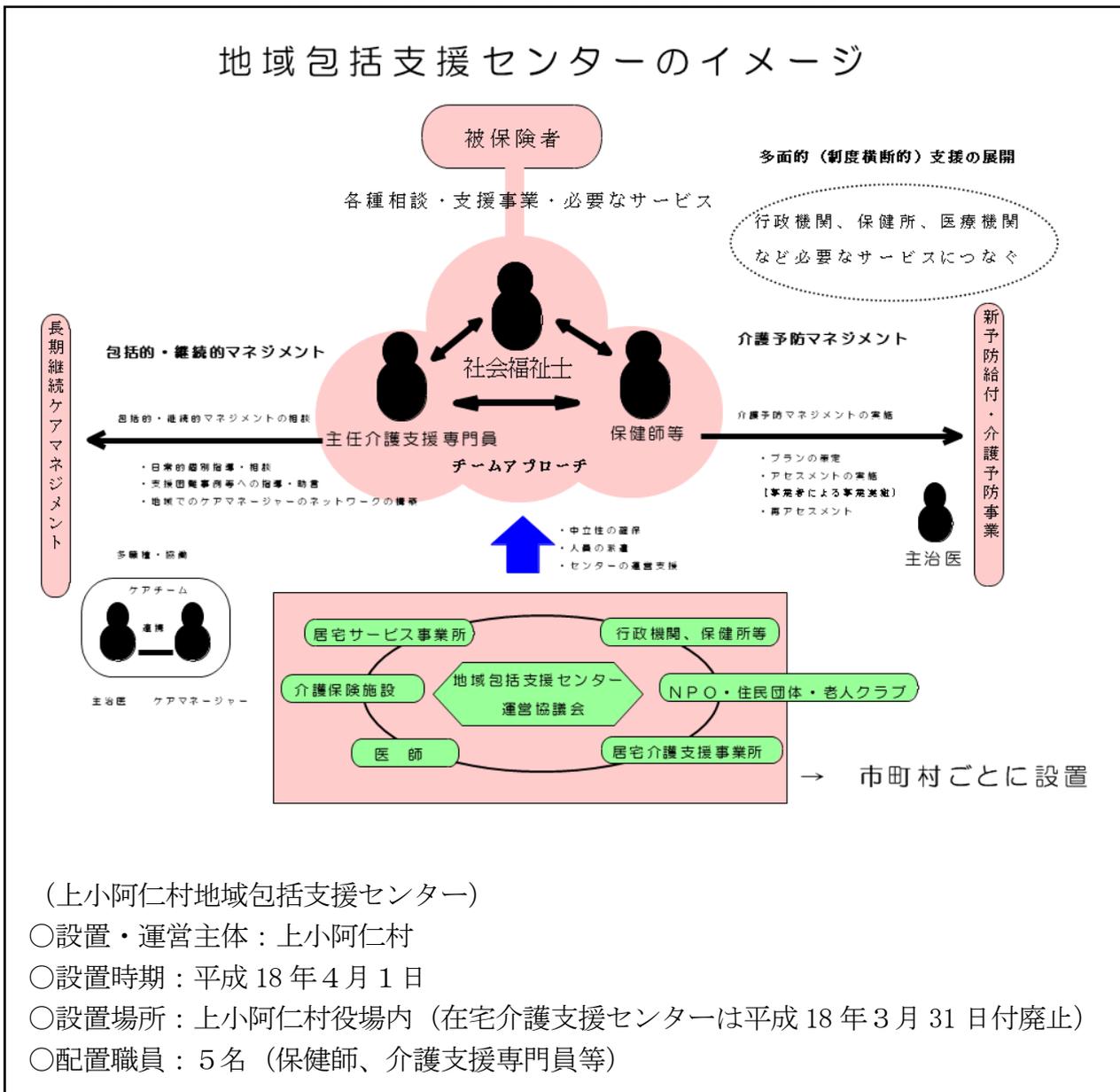
(5) 上小阿仁村地域包括支援センターの運営

平成18年4月に設置された上小阿仁村地域包括支援センターは、「いつでも、どこでも、だれでも、必要なサービスを受けられ、あんどしてとじよれる村づくり」をスローガンに高齢者の包括的・継続的な支援を総合的に実施しています。

高齢の実態把握を中心に、一人暮らし、老夫婦世帯、寝たきり、要援護者への見守りやサービスの情報提供、介護保険認定調査等を行います。要支援1・2および事業対象者の介護予防ケアプランの作成を行い、一人ひとりのフォローと再アセスメントにより、介護予防を推進します。

また、多様なサービスの拡充を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指す地域支援事業（介護予防事業・包括的支援事業・任意事業）についても、上小阿仁村地域包括支援センターにおいて実施します。

上小阿仁村地域包括支援センターが適正かつ円滑に運営されるように、関係機関や村民代表で構成される上小阿仁村地域包括支援センター運営協議会を設置し、上小阿仁村地域包括支援センター事業の評価、意見交換等を定期的に行います。



(上小阿仁村地域包括支援センター)

- 設置・運営主体：上小阿仁村
- 設置時期：平成18年4月1日
- 設置場所：上小阿仁村役場内（在宅介護支援センターは平成18年3月31日付廃止）
- 配置職員：5名（保健師、介護支援専門員等）

15. 任意事業

(1) 家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての教室を開催します。

(2) 家族介護継続支援事業

介護にあたっている家族等の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための事業を行います。

- ① 家族介護者交流会：介護者同士の情報交換・交流の場を設け、介護者のリフレッシュとともに孤立の防止を図ります。
- ② 介護用品の支給（紙おむつ）：要介護4又は5と同等の方で、村民税非課税世帯に属する場合、年額7万2千円を限度として支給します。

(3) 見守り配食サービス事業

生活支援コーディネーターによる弁当配達により、定期的、継続的に安否確認を行いながら、状況把握・ニーズ把握等を行います。必要に応じて、保健師やケアマネージャー等の専門職による訪問を行い、利用者にあったサービスを提供いたします。

配食は上小阿仁村社会福祉協議会へ委託し、実施しています。

16. その他の福祉サービス

(1) 心配ごと相談所

上小阿仁村社会福祉協議会に心配ごと相談所を開設しております。

地域包括支援センター等との相談事業と連携して高齢者等からの相談に対応します。

(2) 敬老事業

満75歳以上の方々を対象にして、敬老会を開催しております。

結婚をして50年を迎えられた金婚のご夫婦には、記念品を贈呈してお祝いしております。(婚姻の届出をされてから50年)

100歳を迎えられた方々には、長寿祝金として10万円を支給(村に30年以上の居住者)しております。

(3) 家族介護支援金

在宅要介護者又は重度障害者を介護する家族に介護支援金を支給しています。

○要介護度4、5又は重度障害者を介護する村民税非課税家族に2万円

○要介護度4、5又は重度障害者を介護する村民税課税家族に1万円

○要介護度3の者を介護する家族に5千円

(4) 緊急通報体制整備事業

上小阿仁村社会福祉協議会に委託して、ひとり暮らしの高齢者世帯に対して、急病や災害時に迅速に対応できるように「ふれあい安心電話」を設置します。

(5) 外出支援サービス

一般の交通機関の利用困難な寝たきり等の高齢者や障害者を移送用車両により、居宅と医療機関等への送迎を行うもので、平成9年度から上小阿仁村社会福祉協議会に委託して実施しています。

外出支援サービス利用に関する意見や要望が多く見られることから、継続して実施していきます。

(6) 多様なニーズに対応できるサービスの検討

高齢者のみの世帯が増加しており、介護をはじめ社会的な支援が必要な高齢者が増えることが考えられます。

このため、介護保険事業においては多様な住まいのひとつとして、地域密着型特定施設の検討や要介護認定を受けていなくても緊急時等に宿泊できるような場、集まれる場など、柔軟な活用のできるサービスの導入について検討し、確保を図ります。

(7) 救急医療情報キットの配布

救急医療情報キットは、急病で救急搬送が必要になった時、災害が起こった場合など万が一に備え、情報用紙に氏名、生年月日、血液型、かかっている病気、飲んでいる薬などの情報を記載しておくことで、適切で迅速な救急活動が可能となります。

村では70歳以上の高齢者世帯（一人暮らし、夫婦のみなど）に属する高齢者に対し配付し、記載を勧めております。

今後も、年齢による到達者や世帯の異動などに応じて、取り組みを進めていく予定としています。

(8) 高齢者世帯等除雪費助成事業

70歳以上の方のみの世帯等対象となる方々に対し、冬期間の除雪に要した費用の助成を行っています。自宅の屋根の雪下ろしや間口の除雪等、対象経費の3分の2（上限80,000円）を補助金として支給し、負担軽減を図っています。

(9) こあにコール

村内全戸に設置しているIP告知電話「こあに電話」を利用し、65歳以上の一人暮らし世帯や高齢者世帯の内、希望者に対して音声と画像を配信します。管理機器と各端末での双方向通信が可能であるため、安否確認及び健康確認を行っています。

(10) 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）

介護、住居、地域住民との交流等を総合的に提供する場として、上小阿仁村社会福祉協議会へ指定管理し運営しています。デイサービスセンターに居住機能を有した建物であり、自宅での生活に不安を抱える要支援者や軽度の要介護者に対し生活支援を行っています。

(11) 集住型宿泊交流拠点施設「コアニティー」短期滞在居室

平成30年に竣工した集住型宿泊交流拠点施設「コアニティー」の短期滞在居室は、冬期間自宅での生活に不安を抱える高齢者が、12月～3月まで月20,000円（光熱水費込み、村外居住者は月40,000円）で生活することができます。

(12) 上小阿仁村包括的相談窓口の設置

平成30年度より住民の困りごと相談を包括的に受け付ける、「上小阿仁村包括的相談窓口」を設置しています。

複数の担当課にまたがるケースや複合的課題等により、解決困難な困りごとについて、関係課・機関と連携、調整し解決を図ります。

17. 高齢者の元気・やる気を伸ばす活動の推進

17-1 生涯学習・生きがい活動

(1) かみこあに大学

高齢者の学習活動はかみこあに大学で活発に行われており、多くの高齢者が意欲的な学習活動を行っています。学習過程を満了して教える立場になるなど、高齢者が共に学び教えたり教えられたりする場面が増えています。かみこあに大学とその他の学習講座に多くの高齢者が参加し、意欲的な活動ができるように支援します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動

適度な運動が健康に良いことは全ての人が知っています。ニュースポーツではソフトバレーボール、グランドゴルフ、ユニカールを親しむ高齢者が多くなっています。その他に社交ダンスや大正琴、カラオケの同好会が組織されており、多くの高齢者が参加されています。スポーツや運動に興味のある方が始められるきっかけをつくったり、活動の支援に取組みます

(3) 老人クラブ

老人クラブが身近な地域単位で参加できるよう教養活動やスポーツ活動、趣味の活動をはじめ、地域でのボランティア活動、多世代とともに地域の活動に参加するなど、地域の様々な活動の担い手にもなっています。今後も地域で活躍していただけるように連携を図りながら活動を支援します。

17-2 社会参加の促進

(1) 働く場の確保

シルバー人材センターでは、除草や家事などの軽度生活援助事業を担っていただくなど、働く意欲のある高齢者の活躍の場が支援が必要な高齢者の生活を支える形になっているといえます。近年、村内の高齢者の登録は減少しており、高齢者の意欲を発揮できる場として活動していただけるよう支援します。

(2) 交流機会の拡充

少子高齢化が進むなか、高齢者が子や孫世代に伝えたり、共に過ごすことは高齢者だけでなく多世代にも大切なことです。高齢者と多世代が交流したり、共に活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。

また、多くの高齢者が身近な場所に出掛けて、仲間と会話や身体を動かすことは閉じこもり予防になり、楽しみになります。

今、地域では高齢者の方々が自主的に集まって「楽しみ会」を行っているようです。今後も継続できるように支援します。

18. 高齢者を包み支える環境づくりの推進

18-1 高齢者の活動に配慮したまちの形成

高齢者や障害者の活動に配慮した公共施設や道路等の整備を、必要性・緊急性を踏まえて促進します。

冬期間の除雪・雪下ろし、外出の問題は高齢者にとって大きな課題であり、支援策とあわせて生活環境の向上と交通手段の確保に努めます。

また、交通安全、防犯、防災対策として高齢者への啓発活動を継続して実施します。

18-2 地域の見守り活動の推進

(1) 見守り活動ネットワークの推進

交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が再認識されるようになりました。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加するなか、高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生委員等地域との連携を図りながら見守り活動が効果的に展開できるよう、令和元年12月に「上小阿仁村地域ネットワーク会議」を立ち上げました。今後もネットワーク会議において情報交換を行い連携を図りながら、地域一丸となった見守り活動に取り組みます。

また、これまでの地域の様々な活動に、多くの村民の方がボランティアとして協力していただいています。高齢者が高齢者を見守り、支え合う活動や、子供たちとの交流、学習活動など、活動範囲は広がり、大きな力として期待されており、関連機関と連携してボランティア活動を支援します。

(2) 上小阿仁村社会福祉協議会活動の促進

地域福祉活動の拠点である上小阿仁村社会福祉協議会は、相談事業をはじめ、家族介護支援など多様な活動・事業を展開しており、今後も広く村民の理解と参加促進に取り組めます。そのためにも、福祉の心を育て実践するボランティアの育成が特に重要です。

今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、配食サービスの調理・配達活動、住民参加型サービス、ネットワーク推進活動等の支え合い活動の連携を図りながら促進していきます。

19. 第8期介護保険事業計画策定委員会

19-1 計画策定委員会委員

上小阿仁村介護保険事業計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	小嶋 有逸 (民生児童委員協議会会長)	識見を有する者
副委員長	伊藤 精治 (第2号被保険者)	被保険者代表
委 員	田中 安規 (行政協力員会会長)	識見を有する者
委 員	田中 明子 (グループホームほおずき 管理者)	社会福祉関係者
委 員	菅沼 和也 (杉風荘 施設長)	社会福祉関係者
委 員	飯坂 喜弘 (社会福祉協議会 事務局長)	社会福祉関係者
委 員	加賀 明美 (ショートステイこあに 管理者)	社会福祉関係者
委 員	柳 一雄 (村立国保診療所長)	保健医療関係者
委 員	福地 志保 (保健師 (健康づくり担当))	保健医療関係者
委 員	清水 俊一 (第1号被保険者 老連会会長)	被保険者代表

19-2 策定委員の選任方法

委員は、識見を有する者、社会福祉関係者、保健医療関係者、第1号被保険者、第2号被保険者の中から村長が委嘱する。

19-3 委員会の開催状況

年 月 日	内 訳	概 要
令和3年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員会立ち上げ ・ 高齢者の現状等について ・ 介護保険事業の状況について ・ 介護給付費算定、介護保険料算定 ・ 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ 介護保険料の決定 ・ 全体計画の策定